

## 青森県観光物産館アスパム会議室利用規則

### (目的)

**第1条** この規則（以下「利用規則」という。）は、青森県観光物産館アスパム貸会議室（以下「会議室」という。）の利用について、その運用基準を定めるものである。

### (適用範囲)

**第2条** 利用規則は、会議室の利用につき、（公社）青森県観光連盟事務局（以下「事務局」という。）が承認した申込者（以下「利用者」という。）に適用する。

### (会議室の利用申込)

**第3条** 会議室の利用を仮予約した者は、その仮予約後1週間以内に「貸室申込用紙」（様式第1号）を事務局に提出し承認を受ける。原則として仮予約後1週間以内に会議室利用申込書が提出されない場合、仮予約は無効とする。

仮予約は電話等での期間の仮押えのことであり、正式予約ではないため事務局の承認が受けられない場合は仮予約は無効とする。

2 初めて利用する者は、利用内容確認書（様式第2号）及び会社概要等を提出し、事務局の貸出の承認を受けなければならない。

3 公益目的の申込は1年前の1日からとする。

その他の申込は6ヶ月前の1日からとする。

ただし、利用者の止むを得ない事情により6ヶ月以上前から申し込みがあった場合及び大学入試試験の利用申込は事務局で内容を協議した上、1年前から申込ができるものとする。

### (関係法令等の遵守)

**第4条** 利用者は、関係法令等に従って、会議室を利用しなければならない。

### (利用制限)

**第5条** 事務局は、利用者が次の事項に該当するときは使用を断ることができる。

- (1) 貸室申込用紙内の使用目的欄に記載した利用目的以外の用途に使用すること。
- (2) 公安又は風紀を乱したり、法律に違反するおそれがあるとき。
- (3) 青森県観光物産館アスパムの品位を損なう行為、または危険をおよぼす行為をすること。
- (4) 発火・爆発のおそれのある危険物、または不潔・悪臭のある物品を持込むこと。
- (5) 振動・騒音・臭気・電波等により入館者・テナント等入居者・他会議室利用者等に迷惑をおよぼす行為、または不快の念を抱かせる行為をすること。

- (6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (7) 宗教団体が布教の目的で使用するとき。(セミナー・講演会等)
- (8) 宝飾・絵画の展示会、有料講演会等で明らかに営利目的で使用すると認められるとき。
- (9) マルチ商法等の悪質商法の可能性が高いとみなされるとき。(健康食品・自然食品等の説明会、展示会等)
- (10) 政党・政治団体が使用するとき。(集会・講演会等)
- (11) 上記各号に掲げるもののほか、事務局が不当な行為だと判断したとき。

#### (違反に対する措置)

**第6条** 事務局は、利用者がこの利用規則の第4条に違反し、または違反をするおそれがあるときは、当該利用者に対し警告を行い、または中止をさせ、もしくは変更・原状回復を求めることができる。

2 前項の措置に要する費用は、すべて当該利用者が負担するものとする。

#### (損害賠償の請求)

**第7条** 事務局は、前条第1項に定める警告を行い、または中止させもしくは変更・原状回復を求めたにもかかわらず、当該利用者がこれに従わないときは損害賠償を請求することができる。

#### (免責事項)

**第8条** 天災地変、盗難等の事故、その他事務局の責に帰すべからざる事由により利用場所で発生した利用者の損害については、事務局は一切その責を負わないものとする。

#### (利用料金)

**第9条** 会議室及び付帯設備等の使用料金については、料金表(様式第3号)のとおりとする。

#### (利用料金の減免)

**第10条** 会議室利用料金の減免については次のとおりとする。

- (1) 館内の飲食テナントが昼の食事会場として使用する場合は無料とする。
- (2) 館内の飲食テナントが昼食以外の宴会・パーティー・食事会場として使用する場合は無料とする。
- (3) 減免依頼書等の提出を協議の上、事務局が減免することが妥当であると判断した場合。「会議室利用料金減免申請書」(様式第4号)

- (4) 学校団体が館内有料コーナーを見学した時に休憩場所として使用する場合は無料とする。

#### (利用の中止)

**第11条** 事務局は、承認後または利用中であっても次の場合、利用者に会議室の利用を中止させることができる。使用料金については事務局で協議し決定する。

- (1) 利用内容が申込内容と著しく異なったとき、又は利用規則に違反したとき。
- (2) 利用により入館者・テナント等入居者・他会議室利用者等に異常な混乱が発生したとき、又は危険が予想されるとき。
- (3) 青森県観光物産館アスパムの管理運営に支障があると認められたとき。
- (4) 使用の権利を譲渡転貸した場合。(又貸し)
- (5) 定員をオーバーして使用した場合。
- (6) その他事務局が不相当と判断した場合。

#### (利用上の注意)

**第12条** 利用者は、次の各項目に注意しなければならない。

- (1) 施設又は器具を破損した場合は、原状に復するか、相当額を弁償するものとする。
- (2) 申込後、内容の変更等がある場合は、事前に事務局の承認を得なければならない。
- (3) 会議室内の商品私物等は、利用者側にて保管管理を行わなければならない。
- (4) 立看板・ポスター・のぼり等を館内外に表示することは禁止する。
- (5) 火気の使用は禁止する。
- (6) 当日・前日のキャンセルについてはキャンセル料(全額)を徴収する。
- (7) 使用にあたり、電話・ファックス・インターネット回線等の工事を必要とする場合の費用は利用者の自己負担とし、事前に事務局の承認を得なければならない。